

読売新聞東京本社 〒104-8243 東京都中央区銀座6-17-1 電話(03)3242-1111(代) www.yomiuri.co.jp

成年後見 選挙権喪失は違憲

東京地裁 公選法規定に初判断

「成年後見人が付くと選挙権を失う」とした公職選挙法の規定は参政権を保障した憲法に違反するとして、知的障害がある茨城県の女性が国に選挙権の確保を求めた訴訟で、東京地裁は14日、規定を違憲、無効とした上で、選挙権を認める判決を言い渡した。定塚誠裁判長は「後見人が付いた人の中には選挙権を行使できる人が少なからずおり、選挙権を一律に奪うことは許されない」と述べた。

△判決の要旨37面、関連記事3・39面▽

この規定の合憲性を巡る初の司法判断。国側は控訴を検討する。

最高裁によると、成年後見人が付いている人は全国で約13万6400人（昨年未時）。今回の判決は、札幌、さいたま、京都の各地裁で起きている同種訴訟にも影響を与えそうだ。

原告は、ダウン症がある同県牛久市の名見耶匠さん（50）。父親の清吉さん（81）が2007年に成年後見人に付いたため、選挙権を失った。

判決はまず、「選挙権は憲法で国民に平等に保障さ

れた基本的権利で、これを制限することは原則として許されない」と指摘。制限が許されるのは、公正な選挙が実現できなくなるような「やむを得ない理由」がある場合に限り得られるとした。

その上で、「成年後見制度の目的である財産管理と、選挙権を行使する能力は明らかに異なる。財産管理ができなくても、選挙権を行使できる人は少なからずいる」と指摘。成年後見制度が障害者も普通に生活できる社会を作る「ノーマライゼーション」という新たな理念に基づいて設けら

知的障害や認知症などによって判断力が欠如した人の契約行為や預貯金の引き出しなどの財産管理を代行する禁治産制度に代わり、2000年に導入された。障害者や司法書士が就くことが多い。

れたことや、障害者らに選挙権を認めるのが国際的な流れになっていることなども踏まえ、「公選法の規定は『やむを得ない』制限には当たらない」と判断した。

訴訟で国側は、「第三者の働きかけで不正投票が行われる可能性もあり、制限は必要」と主張したが、判決は「不正が高い頻度で行われ、選挙の公正が阻害される恐れがあるとは言えない」とし、「選挙権を制限しなければ不正は排除できないことを、国は何ら立証していない」と批判した。

また、選挙の度に投票できる能力があるかどうかを個別に審査することは困難で、成年後見制度での制限はやむを得ないとする国の主張についても、「能力が

完全でない人に限って選挙権を与えないという規定を設けている国もあり、後見人が付いた人の選挙権を一律に奪うことは許されない」と退けた。

原告の匠さんは閉廷後、東京・霞が関で両親や弁護団と記者会見し、「うれしいです」と述べた。公選法を所管する総務省の話「今後の対応は、訴訟を担当する法務省と協議したい」

障害者の選挙権 重視

不正投票防止に課題

成年後見人が付いた人から選挙権を奪う公職選挙法の規定を「違憲、無効」と断じた14日の東京地裁判決。原告側は、選挙権を国民の基本的権利と定めた憲法の理念に沿って、障害者らの権利を尊重した判断と評価した。法改正を迫る内容だが、国が主張する不正投票をどう防ぐかなど課題も多い。

（社会部 小林篤子、松山翔平、本文記事一面）

■やむを得ない理由

「後見人が付いた人から一律に選挙権を奪うことは許されない」。この日の判決はこう述べて、公選法の規定を「違憲」と断じた。

原告側は、東京地裁に訴え、憲法第14条の平等原則に違反するとして、選挙権を奪う規定を違憲と主張した。被告側は、選挙権を行使する能力を判断する必要があると主張した。

成年後見巡り判決

日本のように、後見人が付くと一律に選挙権を失う制度は、欧米ではなかりつつある。日本も署名した国連の障害者権利条約も障害者の参政権を認めており、判決は「国際的な潮流にも反する」と指摘した。

オーストラリアも後見人が付いた人の選挙権を一律に

選挙権は国民の基本的な権利で、民主主義の根幹でもある。判決は、その前提に立って、「障害や病氣、老化による判断力低下など様々なハンディキャップを

負う人も主権者だと述べ、後見人が付いた人たちの権を奪うよう不正に働きかける恐れも重視。選挙権の制限が許されるのは、その制限が犯罪統計によると、こうしなければ公正な選挙が行えないと、5年間に公職選挙法違反で

ない理由」がある例外的なケースに限られるとした。このやむを得ない理由」として、国が挙げたのが「不正投票の恐れ」だ。判断力の欠如につけこんだ第三者

あることは認めつつ、不正が「相当な頻度」で行われて国政選挙の結果に影響を

及ぼすような証拠はないと、一方で判決は、制限の必要性を完全に否定したわけではない。選挙権を「一種の公務」と位置付け、選挙権を行使する能力がない人に権利を与えないことは「合理的」とした。一部の国では、能力のない人に限って選挙権を認めない制度を導入しているとし、日本でもそうした制度を導入できるはずだと指摘している。

成年後見制度に詳しい新井誠・中央大教授（民法）は「国は直ちに公選法改正に取り組むべきだ。ただ、不正投票を防ぐ措置も必要。全く意思表示ができない人などに限って家裁が選挙権を認めるかを判断する方法も考えられる」と話す。



主な争点に対する主張と判決の認定

	「能力」による選挙権の制限	成年後見制度による選挙権の制限
原告側	国政への参加を保障した国民的権利は許されない	制度は利用者の権利を保護する目的で、選挙権の制限は許されない
国側	第三者が特定の候補者に投票するよう働きかけるなど、不正な投票を防ぐため、制限はやむを得ない	選挙権を行使できる能力があるか、選挙の度に審査することとはできず、制度で制限せざるを得ない
判決	成年後見人が付いた人への選挙権を行使する能力を判断する必要があると認め、規定を撤廃すべきだ」と話す。	制度は、自分の財産を十分に管理できない人などに限って選挙権を認めないもので、制限に用いることは許されない



25万件立件されている。知的障害者の施設で、施設側が入所者に投票先を指示する事件も起きた。判決も不正投票の恐れが

「低調だった議論」
後見人が付いた人は昨年未現在で約13万6400人。新たな申し立ても年間2万件以上あり、高齢社会で成年後見制度の利用者は増え続けている。判決が確定すれば、影響は大きい。

問題の規定はそもそも、判断力が欠如した「禁治産制度」の利用者を対象としたものだ。2000年の成年後見制度の導入時に引き継がれたが、その時点でもすでに規定を撤廃すべきだ」という意見は出ていた。

* 欧州では

制限していたが、憲法裁判所が1987年、同じ障害者でも後見人が付いた人だけ選挙権が奪われるのは不公平だとして違憲と判断し、制限を撤廃。英国も2006年に制限を廃止し

た。選挙権を制限している国でも、一律に権利を奪うこととはない。フランスでは後見開始の審判の際、裁判官が、財産管理ができる能力とは別に、投票できるかどうかを個別に判断し、選挙権の維持や停止を決定する。ハンガリーも10年、欧州人権裁判所が「一律の制限は欧州人権条約に反する」と判断したを受け、個別に判断する仕組みに改

正。ドイツでは、財産管理などで全面的な支援が必要の場合に選挙権を失うが、後見人が付く人のうち数%に過ぎないという。

田山輝明・早大教授（成年後見法）は「欧州のように人権を尊重した成年後見制度にするため、規定を撤廃すべきだ」と話す。

在外邦人の選挙権訴訟にかかわった元最高裁判事の浜田邦夫弁護士は「国会や行政が、選挙権の剥奪という大問題にきちんと関心を払ってきたのか、反省する必要がある」と指摘。一橋大の只野雅人教授（憲法）は「判決は司法として人権救済を図り、立法府に制度改善を迫るものだ。ただ、選挙権の行使に必要な「能力」をどう判断するかなど課題も残ると話している。

「一律には剥奪せず」主流

「また一緒に投票を」

原告側、喜びの声

被後見人に選挙権

「もう一度、選挙に行きたい」という障害者の声が司法を動かした。成年後見人が付いた人に選挙権を認めない公職選挙法の規定を、「違憲・無効」と断じた14日の東京地裁判決。原告の女性と両親は「また一緒に投票に行ける」と喜び、選挙権を失うため後見制度の利用をためらっていた障害者の家族からも歓迎の声が上がった。

〈本文記事一面〉



判決後、記者会見する名児耶匠さん（中央）と父親の清吉さん（右）、母親の佳子さん（左）（14日、東京・霞が関で）

「選挙権を行使して社会に参加し、国民として堂々といい人生を生きてください」。判決言い渡し後、定塚誠裁判長が、原告の名児耶匠さん(50)に笑顔で語りかけると、地裁103号法廷の傍聴席から大きな拍手がわき起こった。

閉廷後、花束を持って東京地裁の正門前に現れた匠さんは、「勝訴」と書かれた横断幕を掲げて待っていた支援者に笑顔を見せ、「あ

りがとつざいます」と元気よく答えた。ダウン症で知的障害を抱える匠さんは2007年、父親の清吉さん(81)を後見人として成年後見制度の利用を申し立てた結果、選挙

への投票ができなくなつた。「娘の権利を奪ってしまつた」と自分を責め続けた清吉さんは、閉廷後の記者会見で「裁判所があれほどはっきり認めてくれるとは思わなかつた。胸のつかえが下りました」と安堵した様子。母親の佳子さん(80)も「選挙と一緒にけるようになったら、うれしい」と述べ、匠さんを見て表情を緩めた。

求めていきたいと話した。規定撤廃求める41万人分の署名

刀 買います 訪 可 くら ず
03(3989)1857

この日の判決は、成年後見制度の利用をためらう人

と知り、断念した。次男はレストランで仕事をしており、給与ももらっている。投票を経験したことで、政治のニュースに興味を持つようになった。投票を済ませると、テレビの開票結果を熱心に見守る。女性は「息子にとって選挙権は宝物。判決を受け、一日も早く規定を撤廃してもらいたい」と話す。

知的障害者の親らでつくる「全日本手をつなぐ育成会」(東京)は2012年、規定の撤廃を求める約41万人分の署名を総務相に提出した。判決後、北原守理理事長は「ただちに公選法を見直すべきだ」とのコマントを出した。

一緒に会見した匠さんの代理人の杉浦ひとみ弁護士は、「国際的にも評価される判決だ。全国で起きている同様の訴訟でも、国は苦しい立場に立たされるだろう。国には控訴しないよう